



# 栃木県公報

平成25年  
5月24日(金)  
第2481号

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 473
- 生活保護法による施術者の指定..... 474
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 475
- 生活保護法による施術の事業の廃止..... 476
- 生活保護法による指定医療機関の指定辞退..... 476
- 土地改良区定款変更の認可..... 477
- 道路の区域の変更..... 477
- 道路の供用開始..... 477

### 公 告

- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定..... 478
- 平成25年度家畜商講習会の開催..... 478
- 土地改良区役員の退就任..... 479
- 開発行為の工事完了..... 479
- 県が設置する都市公園の利用料金の承認..... 480
- 指定人の氏名又は名称の変更..... 481

### 選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 481

### 人事委員会

- 平成25年度栃木県職員（社会人対象）採用試験の実施..... 481

### 内水面漁場管理委員会

- こいの放流等の禁止..... 485

## 告 示

### 栃木県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 5月24日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成25年 1月17日	林田医院	那須烏山市大金212-4
平成25年 2月 1日	おひさまクリニック	那須塩原市阿波町99-55
平成25年 3月25日	おのこどもクリニック	さくら市狭間田1923-1

平成25年4月1日	とちぎメディカルセンター下都賀郡市医師会病院	栃木市境町27-21
平成25年4月1日	とちぎメディカルセンターとちの木病院	栃木市大町39-5
平成25年4月1日	とちぎメディカルセンター在宅ホスピスとちの木	栃木市箱森町53-40
平成25年4月1日	とちぎメディカルセンター下都賀総合病院	栃木市富士見町5-32
平成25年4月1日	医療法人一燈会 かみもとスポーツクリニック	佐野市高萩町1315-8
平成25年4月1日	小川子どもクリニック	鹿沼市貝島町785
平成25年4月1日	かわしま循環器内科	矢板市富田302
平成25年4月1日	医療法人社団友志会 石橋総合病院	下野市石橋628
平成24年10月25日	豊田歯科医院	下野市大松山1-4-1
平成25年3月1日	アイ歯科クリニック	小山市天神町1-4-25 一徳ハイツPⅡ1F
平成25年3月1日	ウエルシア薬局日光今市店	日光市芹沼字石神殿1461-2
平成25年3月1日	ウエルシア薬局日光インター店	日光市東和町68-1
平成25年3月1日	とちの木薬局矢板店	矢板市富田302
平成25年3月1日	ウエルシア薬局二宮久下田店	真岡市久下田西2-8-2
平成25年3月1日	ウエルシア薬局真岡高間木店	真岡市下高間木2-12-3
平成25年3月1日	ウエルシア薬局益子大沢店	芳賀郡益子町大沢138-1
平成25年4月1日	そうごう薬局栃木店	栃木市大宮町字中古洞51-4
平成25年4月1日	そうごう薬局田沼店	佐野市田沼町1431-2
平成25年4月1日	なごみ薬局壬生店	下都賀郡壬生町大字壬生甲車塚3147-3

## 2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成25年4月1日	一般財団法人 とちぎメディカルセンター	栃木市祝町4-25	とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション	栃木市境町27-21
平成25年4月1日	一般財団法人 とちぎメディカルセンター	栃木市祝町4-25	とちぎメディカルセンター訪問看護ステーションとちの木	栃木市箱森町53-40
平成25年4月1日	一般財団法人 とちぎメディカルセンター	栃木市祝町4-25	とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション下都賀	栃木市富士見町5-32

## 栃木県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の

支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成24年 7月24日	石井 悟朗	—	造士館接骨院	足利市東砂原後町1047-3
平成25年 3月7日	刈屋 顕	—	KPECリバーズ	那須塩原市方京2-2-1
平成25年 3月11日	中林 智隆	—	接骨院ふくだ日光院	日光市今市456 3F
平成25年 3月11日	柏崎 洋哉	—	接骨院ふくだ日光院	日光市今市456 3F
平成25年 3月25日	荒井 基行	—	こてやま整骨院	宇都宮市鑑山町2023-7
平成25年 4月1日	荒井 拓郎	—	あらい整骨院	塩谷郡高根沢町平田1948-4
平成25年 4月2日	小林 慶之	—	ハーモネート整骨院伊勢山店	佐野市伊勢山町1909

#### 栃木県告示第322号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成25年1月16日	林田医院	那須烏山市大金212-4
平成25年2月1日	あらい皮フ科クリニック	那須塩原市阿波町99-55
平成25年3月31日	栃木県厚生農業協同組合連合会 下都賀総合病院	栃木市富士見町5-32
平成25年3月31日	社団法人下都賀郡市医師会附属 下都賀郡市医師会病院	栃木市境町27-21
平成25年3月31日	医療法人陽気会 とちの木病院	栃木市大町39-5
平成25年3月31日	在宅ホスピスとちの木	栃木市箱森町53-40
平成25年3月31日	かみもとスポーツクリニック	佐野市高萩町1315-8
平成25年3月31日	小川こどもクリニック	鹿沼市貝島町785

平成25年 3月31日	栃木県厚生農業協同組合連合会 石橋 総合病院	下野市石橋628
平成24年10月24日	豊田歯科医院	下野市大松山1-4-1
平成25年 1月31日	アイ歯科クリニック	小山市天神町1-4-25 一徳ハイツPⅡ1F
平成25年 2月28日	寺島薬局日光今市店	日光市芹沼字石神殿1461-2
平成25年 2月28日	寺島薬局日光インター店	日光市東和町68-1
平成25年 2月28日	寺島薬局二宮久下田店	真岡市久下田西2-8-2
平成25年 2月28日	寺島薬局真岡高間木店	真岡市下高間木2-12-3
平成25年 2月28日	寺島薬局益子大沢店	芳賀郡益子町大沢138-1
平成25年 3月31日	そうごう薬局栃木店	栃木市大宮町中古洞51-4
平成25年 3月31日	そうごう薬局田沼店	佐野市田沼町1431-2
平成25年 3月31日	社団法人下都賀郡市医師会 下都賀郡 市医師会病院訪問看護ステーション	栃木市境町27-21
平成25年 3月31日	医療法人陽気会 訪問看護ステーション とちの木	栃木市箱森町53-40
平成25年 3月31日	JAマロニエ訪問看護ステーション下 都賀	栃木市富士見町5-32

#### 栃木県告示第323号

次の指定を受けた施術者から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条において準用する生活保護法第50条の2の規定により施術の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 5月24日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成24年 7月19日	石井 清	—	造士館接骨院	足利市東砂原後町1047-3
平成25年 4月10日	加治佐 博昭	—	ワールド治療院 大田原店	大田原市中田原512-1 レオパレス東雲104号

#### 栃木県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

指定辞退年月日	名 称	所 在 地
平成25年 2月 9日	長井歯科医院	小山市宮本町 3-1-4

(医事厚生課)

栃木県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
大 山 土 地 改 良 区	平成25年 5月 8日

(農地整備課)

栃木県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年 5月24日から同年 6月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前	那須郡那珂川町富山字片倉 6-2 から 那須郡那珂川町富山字片倉2303-3 まで	8.8 ~ 10.6	53.0	
	後	那須郡那珂川町富山字片倉 6-2 から 那須郡那珂川町富山字片倉2303-3 まで	11.0 ~ 22.5	53.0	

栃木県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年 5月24日から同年 6月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
145	一 般 県 道 深 程 楡 木 線	鹿沼市北半田字澤1250-1 から 鹿沼市北半田字澤1283まで	平成25年 5月24日

(道路保全課)

公 告

## ○仮認定特定非営利活動法人の仮認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定により次のとおり仮認定特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第62条において準用する同法第49条第2項の規定により公示する。

平成25年 5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事務所の所在地	認定の有効期間
特定非営利活動法人 まごの手	小暮 悦子	佐野市新吉水町375 番地	-	平成25年4月18日から 平成28年4月17日まで

(県民文化課)

## ○平成25年度家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成25年度家畜商講習会を開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成25年7月29日（月）及び同月30日（火）の2日間

午前8時30分から午後5時30分まで

## (2) 場所

宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁研修館401研修室

## 2 講習科目及び講習時間

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

## 3 受講申込方法

## (1) 提出書類

ア 平成25年度家畜商講習会受講申請書

イ 履歴書（写真を貼付すること。）

ウ 家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の規定に該当する者（獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者）で、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による特例措置を受けようとする者は、ア、イのほかに次の書類を添付すること。

(ア) 講習時間の特例措置適用申請書

(イ) 獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し

## (2) 受講手数料

3,210円

（申請書に栃木県収入証紙3,210円分を貼付し、消印はしないこと。）

## (3) 申請書の提出場所及び期限

ア 提出場所 住所地を管轄する農業振興事務所又は栃木県農政部畜産振興課

イ 提出期限 平成25年6月28日（金）

（郵送の場合は、平成25年6月28日の消印があるものまでは有効とする。）

(畜産振興課)

## ○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
吹上東部土地改良区	理 事	稲葉 政己		栃木市細堀町190	25.5.5	
西那須野東部土地改良区	理 事		江連 紀佳	那須塩原市槻沢12		25.4.2

(農地整備課)

## ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
那須烏山市表字表1832番6、1832番7、1832番14 (開発行為に関する工事) 那須烏山市表字表1835番2の一部、1847番5の一部、1847番8の一部、1870番地先	群馬県高崎市栄町1番1号	株式会社ヤマダ電機
真岡市小林字馬場前387番1、387番5	真岡市小林547番地1	有限会社笠村自動車整備工場
真岡市西郷字下原218番2	真岡市並木町三丁目18番地4田中住宅F号棟	舘 野 功 生
芳賀郡芳賀町大字西水沼3023番1、3024番1、3026番3、宇野元東77番1	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート
芳賀郡芳賀町大字西水沼字ツル田782番3の一部、784番5、784番6、784番10、大字西水沼2860番2、2861番の一部	芳賀郡芳賀町大字西水沼784番地5	菅 又 勇 次
芳賀郡芳賀町大字与能字上与能939番3	芳賀郡芳賀町大字与能1883番地	関 広 行 関 晴 美
下野市笹原字道金林269番6	宇都宮市竹林町164番地6	土 屋 孝 枝 土 屋 利 幸
下都賀郡壬生町大字壬生甲字車塚3256番1、3296番1、3297番3	下都賀郡壬生町大字壬生甲3256番地1	三 田 輝 夫 三 田 忠 温
下都賀郡壬生町元町1102番3	下野市下古山25番地2	三 田 直 輝
那須塩原市三島一丁目15番2、15番14、18番4、18番7、19番4、19番5、19番7	宇都宮市一ノ沢町256番地7	トヨタウッドユーホーム株式会社
さくら市氏家字大野3252番4、3252番5、3252番8、3252番9、3252番10、3257番8、3257番9	さくら市氏家2895番地2	株式会社エイシン

(都市計画課)

○県が設置する都市公園の利用料金の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により平成25年4月1日以後の栃木県井頭公園の一万入プールに係る施設及び備品の利用料金を承認したので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）第13条の2の規定により公告する。

平成25年5月24日

栃木県知事 福田 富 一

1 運動施設

施設名	利用区分	個 人 利 用 の 場 合	
		単 位	利 用 料 金
一 万 人 プ ー ル		大人（満65歳以上の者）	1人 500円
		大人（満65歳未満の者）	1人 1,100円
		高校生	1人 900円
		小学生及び中学生	1人 400円
		幼児（満3歳以上の者）	1人 200円
		供用日前に販売する利用券の価額は2割引の額とし、供用日に栃木県井頭公園以外の場所で販売する利用券の価額は1割引の額とする。 また、団体（20人以上）で利用する場合及び午後3時以後に利用する場合は上記利用料金の2割引の額とし、8月20日から同月31日までの間の水曜日に利用する場合は上記利用料金の5割引の額とする。	

2 備品

品 目	単 位	利用料金	備 考
コインロッカー	1 回	100円	翌日にわたっては利用することができない。
コイン式シャワー	1 回	100円	-

3 駐車場（一万入プールに隣接して設置されるものに限る。）

区 分	単 位	利 用 料 金
二輪車	1台1回	200円
普通自動車	1台1回	500円
中型自動車	1台1回	1,000円
大型バス	1台1回	1,500円

備考

- 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。3において同じ。）のうち、その高さが2.9メートル未満であって、乗車定員が10人以下のものをいう。
- 「中型自動車」とは、自動車のうち、その高さが2.9メートル未満のものであって、乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。
- 「大型バス」とは、二輪車、普通自動車及び中型自動車以外の自動車をいう。

(都市整備課)

## ○指定人の氏名又は名称の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、指定人の氏名又は名称の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成25年5月24日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の氏名又は名称	変更前の氏名又は名称
平成25年 4月1日	公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会	社団法人栃木県宅地建物取引業協会
平成25年 4月1日	一般財団法人東京都交通安全協会	財団法人東京都交通安全協会

(会計局会計管理課)

**選挙管理委員会**

## 栃木県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成25年5月24日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

施設 の 名 称	所 在 地
株式会社HSC 介護付有料老人ホーム ひまわり	足利市大久保町754-1
株式会社HSC 住宅型有料老人ホーム オアシス	足利市大久保町753
社会福祉法人上三川福祉会 特別養護老人ホーム 那須友愛苑	那須塩原市西富山58-1
社会福祉法人恵愛会 特別養護老人ホーム せんぼ んの家	茂木町千本452-1

**人事委員会**

## ○平成25年度栃木県職員（社会人対象）採用試験の実施

平成25年度栃木県職員（社会人対象）採用試験を次のとおり実施するので、競争試験の実施及び任用候補者名簿に関する規則（昭和61年栃木県人事委員会規則第11号）第6条第1項の規定により公告する。

平成25年5月24日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

平成25年度栃木県職員（社会人対象）採用試験を次のとおり行います。

## 1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	主 な 勤 務 場 所
総合土木	5名程度	県土整備部各課、土木事務所、公園事務所、下水道管理事務所、農政部各課、農業振興事務所等
建 築	1～2名	都市計画課、建築課、住宅課、土木事務所等

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

## 2 受験資格

## (1) 年齢

昭和54年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者

(2) 免許

建築は、1級建築士の免許を取得している者

(3) その他

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表 ※ 2
第 一 次 試 験	平成25年9月22日（日）		宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁研修館	10月23日（水）（予定）に県庁屋 外掲示場に受験番号を掲示して発表 するほか、合格者に通知します。
	受 付	8：40～9：10		
	説 明	9：20～9：40		
	教 養 試 験	9：40～11：10		
	適性検査Ⅰ	11：20～12：00		
	論 文 試 験	13：10～14：40		
第 二 次 試 験	適性検査Ⅱ	11月10日（日）※1		最終合格者は、11月28日（木） （予定）に県庁屋外掲示場に受験番 号を掲示して発表するほか、2次試 験受験者に合否を通知します。
	口述試験Ⅰ			
	口述試験Ⅱ	11月17日（日）※1		

※1 詳細については、第1次合格者への通知の中でお知らせします。

※2 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>）及びモバイル版ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>）にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種 目	配 点	内 容
第 一 次 試 験	教 養 試 験	75点	公務に必要な基礎的な知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います（75題出題）。出題分野は別表のとおりです。
	適性検査Ⅰ	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。
	論 文 試 験	75点	公務員として必要な文章での表現力と、これまでの経験により培われた専門的な知識について、記述式による試験を行います（職種ごとに2題を出題し、そのうち1題を選択して解答）。（90分：1,100字程度。課題の例は別表のとおりです。）
第 二 次 試 験	適性検査Ⅱ	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかどうかについて行います。
	口述試験Ⅰ	110点	公務員として必要な口頭での表現力、論理性と、これまでの経験により培われた専門的な能力等について、プレゼンテーション面接による試験を行います。冒頭に、これまでの社会人経験の内容と、それを公務にどう活かそうとしているかについてプレゼンテーションを行ってもらい、その後、試験員が説明内容の中の専門的な事項について質問する方式で実施します。（1人：約20分）
	口述試験Ⅱ	240点	主として人物について、個別面接による試験を行います。（1人：約30分）

資格調査	-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。
------	---	-------------------------------

(備考)

- 1 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。  
ただし、教養試験、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。なお、教養試験の合格基準に達しない場合は、論文試験の採点は行いません。
- 2 試験問題（教養試験）の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ（県庁本館2階）において閲覧できます。
- 3 口述試験Ⅰ・Ⅱは、事前に面接カードを提出してもらいます。詳細については、第1次合格者への通知の中でお知らせします。

5 採用

最終合格者は、平成26年4月1日採用予定です。

6 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後の職務経験年数が8年の場合、約21万円が支給されます。（採用前の経歴の種類等より金額は異なります。）

このほか、扶養手当、地域手当（県内勤務の場合は2.5%）、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

7 受験手続

申込方法によって受付期間が異なるので注意してください。

試験案内・申込書・受験票は、各地方合同庁舎内の県民相談室、とちぎジョブモール及び栃木県東京事務所でも配布するほか、栃木県人事委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、車椅子を使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を御連絡ください。

○ 郵送・持参による場合

申込先	所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、次のところまで郵送又は持参してください。
申込方法	栃木県人事委員会事務局 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20（県庁南館1階） 電話 028-623-3313 申込みの時には受験票に写真を貼らないでください。受付終了後、第1次試験当日までに写真を貼って、試験当日持参してください。 （郵送の場合の注意点） ・受験票に、宛先を明記し、50円切手を貼ってください。様式をダウンロードして使用する場合は、A4サイズの用紙に印刷し、受験票を切り離して、郵便はがきに貼ってください。 ・申込書及び受験票を郵送後、10日以内に受験票が返送されない場合は、人事委員会事務局に電話で照会してください。 ・封筒の表に「社会人対象試験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書及び受験票は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社）による信書の送達に限ります。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法によりお申し込みください。 （持参の場合の注意点） ・受験票には、50円切手及び宛先の記入は不要です。様式をダウンロードして使用する場合は、受付後に受験票を切り離して、はがき大の厚紙に貼ってください。
受付期間	（郵送）8月12日（月）～8月28日（水）（消印有効） （持参）8月12日（月）～8月28日（水）8時30分～17時15分（土・日は受付できません。）

○ インターネット（電子申請）による場合

申込先	栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」をよく読んでからお申し込みください。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請による申込み後、10分以内に「到達のお知らせ」が電子メールで送信されます。</li> <li>・申込みの受付終了後、「結果通知発行のお知らせ」が電子メールで送信されます。(申請から3日以内(土・日は含まない。))</li> <li>・受験票を各自でA4サイズの用紙に印刷し、署名及び写真を貼り、はがき大の厚紙に貼って第1次試験当日に持参してください。</li> <li>・「結果通知発行のお知らせ」が届かず、受験票を作成できないときは、8月22日(木)までに人事委員会事務局に電話で照会してください。</li> <li>・パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。</li> <li>・使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので御了承ください。</li> </ul>
受付期間	<p>8月12日(月)8時30分～8月20日(火)17時15分(受信有効)</p> <p>手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込み手続を行ってください。電子申請システムの定期・臨時の保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。定期保守は毎月第二水曜22:30～翌8:00、毎週金曜3:00～3:30です。</p>

## 8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。(棄権者は開示請求できません。)

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く8:30～17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

※ 教養試験が合格基準点に達しない受験者にあつては、論文試験の採点を行いませんので、第1次試験については教養試験の得点のみが開示の対象となります。

〔別表〕

試験種目	出題分野
教養試験	<p>「社会的関心と理解について問う分野」</p> <p>報道されている国内外の出来事に関心をもっていれば解答できる問題、ニュースの理解のために必要な基本的知識を問う問題、地方自治の基礎的知識を問う問題</p> <p>「言語的な能力を問う分野」</p> <p>日常目にするような日本語の文章や語彙、用法、漢字、簡単な英文や英語の用法等の理解を問う問題</p> <p>「論理的な思考力を問う分野」</p> <p>与えられた文章やグラフ、表などから、論理的に考察することにより正答を導き出す問題</p>
論文試験	<p>(課題の例)</p> <p>・高度成長期に集中投資した社会資本ストック(道路、農業水利施設など)の多くは老朽化が進んでいるが、厳しい財政状況の中、効率的な機能保全や長寿命化に向けてどのように取り組んでいくべきか、技術的観点から、あなたの考えを述べなさい。(総合土木)</p> <p>・公立図書館を設計する際に、特に配慮すべき事項について述べなさい。(建築)</p>

## 内水面漁場管理委員会

## 栃木県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、こい（まごい及びにしきごいをいう。以下同じ。）の放流等について、次のとおり指示する。

平成25年 5月24日

栃木県内水面漁場管理委員会

会長 橋 本 俊 一

## 1 指示の内容

## (1) 放流の禁止

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、次に掲げるこいを放流してはならない。ただし、公共用水面等において採捕したこいを当該採捕した水面に再放流する場合その他栃木県内水面漁場管理委員会が認める場合は、この限りでない。

ア 公共用水面等又は県外の公共の用に供する水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたこい

イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触があるこい

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されていないこい群のこい

## (2) 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間

平成25年 5月28日から平成26年 5月27日まで